

別表

		添付書類	備考
建設工事	1	営業所一覧表（様式2）	・県外業者は本市様式に限らず、国土交通省様式による提出も可
	2	技術職員名簿（建設業法施行規則別記様式第25号の14別紙2） ※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要 ※ 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書等の写しの添付に当たっては、被保険者整理番号・基礎年金番号等が写らないようすること。	・経営事項審査受審時に提出したものと同じ名簿（写し） ・受審後に技術職員の増員があった場合は、名簿に氏名、生年月日、年齢、業種コード及び有資格区分コードを加筆し、当該職員と雇用関係にあることを確認できる書類（健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書等）及び資格を証するものの写しを添付すること。また退職等による減の場合は、線を引き、見え消しすること。 ・当該名簿にない資格で、21の技術職員名簿（様式5）に記載した資格については、この名簿の後ろに資格者証の写し等確認できるものを添付すること。
	3	建設業許可通知書等	・申請時点での有効な建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写しを提出すること。ただし、申請日時点において許可更新申請中の場合は、許可申請書の写し（許可行政庁の受付印のあるもの）又は許可行政庁の発行する証明書（写し可）を提出すること。
	4	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（建設業法施行規則別記様式第25号の14）〔副本〕の写し	・20の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に対応するもの（審査基準日が同じものか確認すること。） ・結果通知書ではなく、総合評定値請求書の申請書副本（許可行政庁の受付印があるもの）であることに留意すること。
	5	工事種類別完成工事高表（建設業法施行規則別記様式第25号の14別紙1） ※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要	・20の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に対応するもの（審査対象事業年度が同じであることを確認すること。）
	6	工事経歴書（直前2年分）（建設業法施行規則別記様式第2号）	・20の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に対応するもの（審査基準日が同じであることを確認すること。） ・業者登録票（県内業者用）の3-2(5)に記入した工事（請負代金額の最高及び次位）について、該当箇所に付せんを貼ること（県外業者は付せん不要）。
	7	その他の審査項目（社会性等）（建設業法施行規則別記様式第25号の14別紙3） ※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要	・20の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に対応するもの（審査基準日が同じであることを確認すること。）
	8	納税証明書	・令和7年12月1日以降発行の証明書（写し可）を提出すること。
		法人 市町村税 消費税及び地方消費税	・鹿児島市発行の「市税の滞納がないことの証明書」を提出すること。 ・所轄税務署発行の「納税証明書その3の3」（その3でも可。消費税及び地方消費税の未納がないことが確認できるもの）を提出すること。 ・電子納税証明書も可とするが、電子データ（PDF形式）を紙に印刷して提出すること。

	個人	市町村税	・鹿児島市発行の「市税の滞納がないことの証明書」を提出すること。
		消費税及び地方消費税	・所轄税務署発行の「納税証明書その3の2」(その3でも可。消費税及び地方消費税の未納がないことが確認できるもの)を提出すること。 ・電子納税証明書も可とするが、電子データ(PDF形式)を紙に印刷して提出すること。
9	印鑑証明書(原本)		・令和7年12月1日以降発行の原本を提出すること。 <u>写しは不可</u> 〔法人の場合〕法務局発行のもの 〔個人の場合〕住民票のある市区町村役場発行のもの
10	使用印鑑届		・入札、契約締結等に、9の印鑑証明書(実印)以外の印を使用する場合に提出すること。 ・県外業者で年間委任をしている場合は、年間委任状(受任者職印の印影あり)の提出のみで足りる。ただし、受任者が、年間委任状に押印した印鑑以外の印を使用する場合は要提出
11	労災保険料納入証明書		・令和7年12月1日以降に労働局等が発行した納入証明書(写し可)を提出すること。ただし、県外業者については「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「納付書・領収書(第1期及び第2期分)」の写しの提出でも可(本店分のみ提出)
12	雇用保険料納入証明書		・20の「経営規模等評価結果通知書」において加入「有」又は「除外」になっている場合は提出不要 ・20の「経営規模等評価結果通知書」において加入「無」になっている場合は雇用保険料納入証明書等の加入が分かる書類を提出すること。(本店分のみ提出)
13	健康保険加入に関する証明書		・20の「経営規模等評価結果通知書」において加入「有」又は「除外」になっている場合は提出不要
14	厚生年金加入に関する証明書		・20の「経営規模等評価結果通知書」において加入「無」になっている場合は健康保険・厚生年金保険は領収済通知書又は年金事務所への届出書等の加入が分かる書類を提出すること。
15	「建設業退職金共済事業」の加入・履行証明書又は「中小企業退職金共済」への加入証明書等		・20の「経営規模等評価結果通知書」において「建設業退職金共済制度加入の有無」及び「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」が「無」になっている場合は、令和7年12月1日以降発行の「建設業退職金共済事業」の加入・履行証明書又は「中小企業退職金共済」への加入証明書等の加入が分かる書類、又は退職一時金制度又は企業年金制度を導入していることが確認できる書類(規約等)の写しを提出すること。 ・「建設業退職金共済事業」に加入しているが、証紙の購入枚数不足等で証明書が発行されない場合は理由書(任意様式、参考あり)と共に共済契約者証の写しを提出すること。 ・いざれにも加入、導入していない場合は、その理由書(任意様式、参考あり)を提出すること。

16	<p>〔法人〕 ・商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 〔個人〕 ・身分証明書</p>	<p>・令和7年12月1日以降発行の証明書 〔法人〕 法務局発行の履歴事項全部証明書（写し可、両面印刷可） 〔個人〕 本籍地の市区町村役場発行の身分証明書（写し可）</p>
17	<p>工事用機械器具一覧表（様式3） ※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要</p>	<p>・所有する工事用の機械器具や車両等（舗装用機械及び海上工事用船舶は除く。）について記入し、提出すること。</p>
18	<p>本店の位置図及び社屋全景写真（様式4） ※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要</p>	<p>・写真は印画紙に限らず、デジタルカメラの画像を貼り付けたもので可</p>
19	誓約書	<p>・日付、申請者欄を記入すること。</p>
20	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法施行規則様式第25号の15）	<p>・写し可。ただし、国土交通省各地方整備局長又は都道府県知事の<u>公印</u>がある通知書の<u>写し</u>に限る。 ・右下余白に「業者コード」を記入すること。新規業者の場合は右上余白に「新規」と記入すること。 ・審査基準日が当該入札参加資格審査申請日の1年7か月前の日以降のもの（令和8年2月に提出する場合は、<u>基準日が令和6年7月31日以降のものが有効</u>）</p>
21	<p>技術職員名簿（様式5） ※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要</p>	<p>・2の技術職員名簿（経審用）の技術者と同じ順番で記入し、経営事項審査受審後に雇用した者については、まとめて最後に記入すること。 ・業者登録票（県内業者用）の3-1(2)の工種別技術者数と整合性を図ること。 ・2の技術職員名簿（経審用）にない資格を記入する場合は、資格者証（写し）を2の技術職員名簿（経審用）の後に綴じること。</p>
22	<p>主観点数項目状況（様式6） ※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要</p>	<p>・様式の電子データ（Excelファイル）に詳細な記入要領を掲載しているので、必ず熟読のうえ記入すること。 ・該当項目がない場合でも「該当なし」と記入して提出すること。 ・市内業者は希望工種にかかわらず、「項目6」は必ず記入して提出すること。 ・証明等がない場合は加点対象とならないので注意すること。</p>
23	年間委任状	<p>・県内業者は年間委任不可 ・県外業者は任意様式の委任状（委任者及び受任者の所在地、代表者職氏名、印鑑の漏れがないか確認すること。）</p>
24	<p>営業所、業態に関する調書（様式7） ※ 市内業者のみ要提出、市外業者は提出不要</p>	<p>・市内に本店がある業者は必ず提出すること。 ・設問2以降に該当しない場合でも、設問1は必ず記入し、該当しない項目には「なし」と記入して提出すること。</p>
25	<p>建築一式工事の施工実績等に関する調書（様式8） ※ 建築一式工事を希望する市内業者のみ要提出</p>	<p>・令和7年度の建築工事の格付がA級又はB級の業者のみ提出すること。</p>

	26 アスファルト舗装工事施工体制調査票（様式9） ※ 舗装工事を希望する市内業者のみ要提出	・市内業者で舗装工事を希望し、表層工を自社施工する場合のみ提出すること。	
測量及び建設コンサルタント業務等	1 営業所一覧表（様式2）		
	2 測量等実績調書（様式3） 〔直前2年分〕	・業者登録票の3-2(6)で記入した業務の該当箇所に付せんを貼っているか確認すること（県外業者は付せん不要）。	
	3 技術者経歴書（様式4）		
	4 登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・業者登録票の3-1(1)に記入した事業の登録証明書を添付すること。 ・有効期限内（登録年月日から5年間有効）であるか確認すること。 ・「登録通知書」「更新申請中の証明」の写し可 	
	5 財務諸表（直前1年の営業年度分）	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の決算分であるか確認すること（任意様式）。 ・業者登録票の3-1(4)と合致していることを確認すること。 	
	6 納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年12月1日以降発行の証明書（写し可）を提出すること。 	
	法人	市町村税	・鹿児島市発行の「市税の滞納がないことの証明書」を提出すること。
		消費税及び地方消費税	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄税務署発行の「納税証明書その3の3」（その3でも可。消費税及び地方消費税の未納がないことが確認できるもの）を提出すること。 ・電子納税証明書も可とするが、電子データ（PDF形式）を紙に印刷して提出すること。
	個人	市町村税	・鹿児島市発行の「市税の滞納がないことの証明書」を提出すること。
		消費税及び地方消費税	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄税務署発行の「納税証明書その3の2」（その3でも可。消費税及び地方消費税の未納がないことが確認できるもの）を提出すること。 ・電子納税証明書も可とするが、電子データ（PDF形式）を紙に印刷して提出すること。
7	印鑑証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年12月1日以降発行の原本を提出すること。<u>写し不可</u> <p>〔法人の場合〕法務局発行のもの 〔個人の場合〕住民票のある市区町村役場発行のもの</p>	
8	使用印鑑届	<ul style="list-style-type: none"> ・入札、契約締結等に、7の印鑑証明書（実印）以外の印を使用する場合に提出すること。 ・県外業者で年間委任をしている場合は、年間委任状（受任者職印の印影あり）の提出のみで足りる。ただし、受任者が、年間委任状に押印した印鑑以外の印を使用する場合は要提出 	

9	労災保険料納入証明書	・令和7年12月1日以降に労働局等が発行した納入証明書（写し可）を提出すること。ただし、県外業者については「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「納付書・領収書（第1期及び第2期分）」の写しの提出でも可（本店分のみ提出）
10	雇用保険料納入証明書	・令和7年12月1日以降に労働局等が発行した納入証明書（写し可）を提出すること。ただし、県外業者については「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「納付書・領収書（第1期及び第2期分）」の写しの提出でも可（本店分のみ提出）
11	〔法人〕 ・商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 〔個人〕 ・身分証明書	・令和7年12月1日以降発行の証明書 〔法人〕法務局発行の履歴事項全部証明書（写し可、両面印刷可） 〔個人〕本籍地の市区町村役場発行の身分証明書（写し可）
12	営業用機械器具一覧表（様式5） ※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要	・通常の事務等で使用するパソコン、プリンター等は記載不要
13	本店の位置図及び社屋全景写真（様式6） ※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要	・写真は印画紙に限らず、デジタルカメラの画像を貼り付けたもので可
14	誓約書	・日付、申請者欄を記入すること。
15	年間委任状	・県内業者は年間委任不可 ・県外業者は任意様式の委任状（委任者及び受任者の所在地、代表者職氏名、印鑑の漏れがないか確認すること。）
16	既存建築物耐震診断受講者登録証等 ※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要	・建築関係建設コンサルタントの、「RC造耐震診断」希望者のみ提出すること。 ・既存建築物耐震診断受講者登録証を提出すること。 ・「鉄筋コンクリート造既存建築物耐震診断講習会受講修了証（一般財団法人 日本建築防災協会発行）」又は「学校施設の耐震補強マニュアル講習会受講修了証（一般社団法人 文教施設協会発行）」でも可 ・右上余白に「業者コード」及び「業者名」を記入すること。新規業者の場合は「新規」及び「業者名」を記入すること。（複数ある場合は、左上をホチキス（ステープラ）留めし、業者名等は1枚目のみ記入すること。）
17	建築仕上診断技術者登録証	・「外壁調査」希望者のみ提出すること。 ・右上余白に「業者コード」及び「業者名」を記入すること。新規業者の場合は「新規」及び「業者名」を記入すること。（複数ある場合は、左上をホチキス（ステープラ）留めし、業者名等は1枚目のみ記入すること。）
18	土木コンサル用技術士等調書 ※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要	・「土木関係建設コンサルタント」希望者のみ、本様式の別表1から別表3までを提出すること（別表3は該当者がいない場合も「該当無し」と記入し、提出すること。） ・添付書類は、この調書の後ろに記入した順番で並べ、左上をホチキス（ステープラ）等で留めて提出すること。
19	建築関係建設コンサルタント（設備）技術職員状況調べ ※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要	・「建築関係建設コンサルタント（設備）」希望者のみ、本様式の別表4及び別表5を提出すること。 ・添付書類は、この調書の後ろに記入した順番で並べ、左上をホチキス（ステープラ）等で留めて提出すること。

20	営業所、業態に関する調書（様式7） ※ 県内業者のみ要提出、県外業者は提出不要	・市内に本店がある業者は必ず提出すること。 ・設問2以降に該当しない場合でも、設問1は必ず記入し、該当しない項目には「なし」と記入して提出すること。
----	--	---